（金融庁組織令の一部改正）

第四十条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ヘ中「第百二十一条の二第二項」を「第百六条第二項」に改め、同号ト中「第百二十一条の五の二第二項」を「第百十条第二項」に改め、同号チ中「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第十五条第一項第十三号中「第百二十一条の二第二項」を「第百六条第二項」に改め、同項第十四号中「第百二十一条の五の二第二項」を「第百十条第二項」に改める。

第二十一条第一項第七号中「第百二十一条の二第二項」を「第百六条第二項」に改め、同項第八号中「第百二十一条の五の二第二項」を「第百十条第二項」に改め、同項第九号中「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

（農林水産省組織令の一部改正）

第四十一条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十三条第一号及び第百三十五条第一号中「海洋生物資源」を「水産資源」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第四十二条　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第三号中「第十一条の九」を「第十一条の十一」に、「第十五条の七」を「第十五条の十二」に、「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改める。

（水産政策審議会令の一部改正）

第四十三条　水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表資源管理分科会の項中「、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）」を削る。

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第四十四条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第二号中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に改め、同条第二項第二号中「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第五十三条の表水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定の項中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に、「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第五十六条第四号中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第四十五条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十五号を次のように改める。

三百三十五　削除

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第四十六条　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に改め、同条第二項第二号中「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第二十条の表水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定の項中「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に、「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第四十七条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

第七条第一項第一号ヘ中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改める。

（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部改正）

第四十八条　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第百二十一条の二第三項」を「第百六条第三項」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の八第二項」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法施行令の一部改正）

第四十九条　株式会社日本政策投資銀行法施行令（平成二十年政令第二百号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第百二十一条の二第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（金融庁設置法第四条第一項第三号ケに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第五十条　金融庁設置法第四条第一項第三号ケに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第五号中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に、「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に改める。

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第五十一条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号及び第十三号中「第百二十一条の四第一項」を「第百八条第一項」に、「第百二十一条の二第一項」を「第百六条第一項」に改め、同条第二十二号中「第百二十一条の四第一項」を「第百八条第一項」に改める。

第二十一条第八号及び第十三号中「第百二十一条の四第一項」を「第百八条第一項」に、「第百二十一条の二第一項」を「第百六条第一項」に改め、同条第二十二号中「第百二十一条の四第一項」を「第百八条第一項」に改める。

第二十六条第四号中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に改める。

（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令の一部改正）

第五十二条　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令（平成二十九年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第百二十一条の二第三項」を「第百六条第三項」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の八第二項」に改める。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第五十三条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二十四号中「第九章」を「第十章」に改める。

第二章　経過措置

（改正法附則第二十三条第一項の政令で定める日）

第五十四条　漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の政令で定める日は、令和六年四月一日とする。

（大臣許可漁業及び知事許可漁業に関する準備行為）

第五十五条　改正法第一条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「新漁業法」という。）第四十二条第一項（新漁業法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による公示及び新漁業法第四十二条第三項（新漁業法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取は、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）の前においても行うことができる。